

令和6年9月10日

市政記者クラブ 様

緑政土木局総務課

担当者 高尾・寛

緑政土木局中村土木事務所

担当者 鳥原・今村

TEL 481-7191

(17時40分まで職員が待機します)

自動車検査証の有効期限が失効した車両の公道走行について

自動車検査証の有効期限が切れた車両で公道を走行した事実が判明しましたので、お知らせいたします。

今後は車両の管理を徹底し再発防止に努めます。

1 車両

配置場所	緑政土木局中村土木事務所
車両番号	名古屋480と307
種別・用途	軽自動車・貨物（職員が現場巡視等で使用するもの）
自動車検査証有効期限	令和6年8月3日（土）

2 失効した状態での運行期間

令和6年8月4日（日）～9月9日（月） 37日間
（当該期間のうち14日間で運行し、約273km走行。）

3 状況

9月9日（月）、緑政土木局が保有する車両のうち、8月中に自動車検査証の有効期限を迎えた車両の自動車継続検査の状況を総務課において確認をしたところ、上記の車両1台について、検査を受けておらず、その有効期限が既に失効していることが判明した。

4 原因

中村土木事務所において自動車継続検査を受けるために必要な書類を金庫に保管したまま放置してしまい、整備業者に自動車継続検査の予約を行う手続きを失念したため。

5 再発防止策

各車両保有所属において整備業者に自動車継続検査の予約をした際に総務課への報告を行うとともに、緑政土木局総務課においても自動車継続検査の予約の報告がな

い場合の状況確認の徹底を図ります。

6 その他

- ・緑政土木局の車両全 2 5 0 台について直ちに自動車検査証を確認し、本件車両を除いて有効期限切れがないことを確認しました。
- ・警察（中村警察署）へは報告済みです。